

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容																																										
契約種別説明書 2026 年 10 月 1 日改定 1 対象となるお客さまから 3 プラン料金まで（略） 附則（実施期日） 1. 実施期日 この契約種別説明書は、2026 年 10 月 1 日から実施いたします。 制改定履歴（別表含む） 2025 年 10 月 1 日 制定 <u>2026 年 10 月 1 日 改定</u> 別表第 1（料金表） 【東京ガスエリア】 JS プラン（消費税等相当額込） <table> <tr> <th>1 か月のガスご使用量</th><th>基本料金(円/月)</th><th>従量料金(円/m³)</th></tr> <tr> <td>0 m³ から 20 m³まで</td><td><u>818 円 10 銭</u></td><td><u>210 円 81 銭</u></td></tr> <tr> <td>20 m³をこえ 80 m³まで</td><td><u>1,085 円 40 銭</u></td><td><u>155 円 96 銭</u></td></tr> <tr> <td>80 m³をこえ 200 m³まで</td><td><u>1,243 円 80 銭</u></td><td><u>153 円 76 銭</u></td></tr> <tr> <td>200 m³をこえ 500 m³まで</td><td><u>1,837 円 80 銭</u></td><td><u>150 円 46 銭</u></td></tr> <tr> <td>500 m³をこえ 800 m³まで</td><td><u>5,797 円 80 銭</u></td><td><u>141 円 66 銭</u></td></tr> <tr> <td>800 m³をこえる場合</td><td><u>11,341 円 80 銭</u></td><td><u>133 円 96 銭</u></td></tr> </table> 【大阪ガスエリア】（略）	1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)	0 m ³ から 20 m ³ まで	<u>818 円 10 銭</u>	<u>210 円 81 銭</u>	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	<u>1,085 円 40 銭</u>	<u>155 円 96 銭</u>	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	<u>1,243 円 80 銭</u>	<u>153 円 76 銭</u>	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	<u>1,837 円 80 銭</u>	<u>150 円 46 銭</u>	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	<u>5,797 円 80 銭</u>	<u>141 円 66 銭</u>	800 m ³ をこえる場合	<u>11,341 円 80 銭</u>	<u>133 円 96 銭</u>	契約種別説明書 2025 年 10 月 1 日制定 1 対象となるお客さまから 3 プラン料金まで（略） 附則（実施期日） 1. 実施期日 この契約種別説明書は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。 制改定履歴（別表含む） 2025 年 10 月 1 日 制定 別表第 1（料金表） 【東京ガスエリア】 JS プラン（消費税等相当額込） <table> <tr> <th>1 か月のガスご使用量</th><th>基本料金(円/月)</th><th>従量料金(円/m³)</th></tr> <tr> <td>0 m³ から 20 m³まで</td><td><u>683 円 10 銭</u></td><td><u>185 円 31 銭</u></td></tr> <tr> <td>20 m³をこえ 80 m³まで</td><td><u>950 円 40 銭</u></td><td><u>130 円 46 銭</u></td></tr> <tr> <td>80 m³をこえ 200 m³まで</td><td><u>1,108 円 80 銭</u></td><td><u>128 円 26 銭</u></td></tr> <tr> <td>200 m³をこえ 500 m³まで</td><td><u>1,702 円 80 銭</u></td><td><u>124 円 96 銭</u></td></tr> <tr> <td>500 m³をこえ 800 m³まで</td><td><u>5,662 円 80 銭</u></td><td><u>116 円 16 銭</u></td></tr> <tr> <td>800 m³をこえる場合</td><td><u>11,206 円 80 銭</u></td><td><u>108 円 46 銭</u></td></tr> </table> 【大阪ガスエリア】（略）	1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)	0 m ³ から 20 m ³ まで	<u>683 円 10 銭</u>	<u>185 円 31 銭</u>	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	<u>950 円 40 銭</u>	<u>130 円 46 銭</u>	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	<u>1,108 円 80 銭</u>	<u>128 円 26 銭</u>	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	<u>1,702 円 80 銭</u>	<u>124 円 96 銭</u>	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	<u>5,662 円 80 銭</u>	<u>116 円 16 銭</u>	800 m ³ をこえる場合	<u>11,206 円 80 銭</u>	<u>108 円 46 銭</u>	変更に伴う改定日の更新 変更に伴う実施日の更新 改定日追加 料金改定
1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)																																										
0 m ³ から 20 m ³ まで	<u>818 円 10 銭</u>	<u>210 円 81 銭</u>																																										
20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	<u>1,085 円 40 銭</u>	<u>155 円 96 銭</u>																																										
80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	<u>1,243 円 80 銭</u>	<u>153 円 76 銭</u>																																										
200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	<u>1,837 円 80 銭</u>	<u>150 円 46 銭</u>																																										
500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	<u>5,797 円 80 銭</u>	<u>141 円 66 銭</u>																																										
800 m ³ をこえる場合	<u>11,341 円 80 銭</u>	<u>133 円 96 銭</u>																																										
1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)																																										
0 m ³ から 20 m ³ まで	<u>683 円 10 銭</u>	<u>185 円 31 銭</u>																																										
20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	<u>950 円 40 銭</u>	<u>130 円 46 銭</u>																																										
80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	<u>1,108 円 80 銭</u>	<u>128 円 26 銭</u>																																										
200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	<u>1,702 円 80 銭</u>	<u>124 円 96 銭</u>																																										
500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	<u>5,662 円 80 銭</u>	<u>116 円 16 銭</u>																																										
800 m ³ をこえる場合	<u>11,206 円 80 銭</u>	<u>108 円 46 銭</u>																																										

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
別表第 2（原料費調整） 1 原料費調整額の算定 (1)平均原料価格：東京ガス 1 トン当たりの平均原料価格は、(6)に定められた各 3 か月間における貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。 平均原料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$ A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格 B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L P G 価格 $\alpha = 0.9088$ $\beta = 0.0987$ (2) (6)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 = トン当たり L N G 平均価格 $\times 0.9476$ + トン当たり L P G 平均価格 $\times 0.0569$ (3) 原料費調整単価 <u>各供給区域に対して適用する原料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、東京ガスエリアにおいては、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、算出に(4)原料価格変動額①を用いる場合は切り上げ、(4)原料価格変動額②を用いる場合は切り捨てます。</u> <u>原料費調整単価 = (4)の原料価格変動額 $\times$ 2 の基準単価 / 100 $\times$ (1</u>	別表第 2（原料費調整） 1 原料費調整額の算定 (1)平均原料価格：東京ガス 1 トン当たりの平均原料価格は、(5)に定められた各 3 か月間における貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。 平均原料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$ A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格 B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L P G 価格 $\alpha = 0.9479$ $\beta = 0.0546$ (2) (5)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 = トン当たり L N G 平均価格 $\times 0.9476$ + トン当たり L P G 平均価格 $\times 0.0569$ (3) 原料費調整単価：東京ガス 原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 <u>イ 1 トン当たりの平均原料価格が 57,250 円を下回る場合</u> <u>原料調整費単価 = (57,250 円 - 平均原料価格) $\times$ 2 の基準単価 / 100 $\times$ 1.10</u> <u>ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 57,250 円を上回る場合</u>	条項数の修正 平均原料価格の算出に用いる係数（α、β）を変更 条項数の修正 (3) 原料費調整単価の構成をエリア・価格帯ごとの個別算式を基準原料価格と原料価格変動額を用いた共通の算式に整理・統一 (3) 構成変更に伴い、(4)へ新条項項目「原料価格変動額」を追加

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<u>+ 消費税率)</u> (4) <u>原料価格変動額</u> 原料価格変動額は、次の算式によって算定された値とします。 ① 供給区域に応じて(1)から(2)より算出した平均原料価格が(5)で定める各供給区域の基準原料価格を下回る場合 原料価格変動額 = 基準原料価格 - 平均原料価格 ② 供給区域に応じて(1)から(2)より算出した平均原料価格が(5)で定める各供給区域の基準原料価格を上回る場合 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準原料価格 (5) <u>基準原料価格</u> 東京ガスエリア：86,100 円 大阪ガスエリア：64,090 円 (6)原料費調整単価の適用 各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。 なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。	原料調整費単価 = (平均原料価格 - 57,250 円) × 2 の基準単価 / <u>100×1.10</u> <u>なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。</u> (4) <u>原料費調整単価:大阪ガス</u> ① 1トン当たりの平均原料価格が 64,090 円以上のとき原料費調整単価（1立方メートルあたり） = 0.081 円 × (平均原料価格 - 64,090 円) / 100 円 × (1 + 消費税率) ② 1トン当たりの平均原料価格が 64,090 円未満のとき原料費調整単価（1立方メートルあたり） = 0.081 円 × (64,090 円 - 平均原料価格) / 100 円 × (1 + 消費税率) <u>(備考)</u> <u>上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨てます。</u> (新設) (5)原料費調整単価の適用 各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。 なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。	(3) 構成変更に伴い、(5)へ新条項 項目「基準原料価格」を追加 条項数の変更

新（変更後）		旧（変更前）		変更内容
平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間	平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間	誤植の修正
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日 までの期間	その年の 5 月の検針日の <u>翌日</u> から 6 月の検針日までの期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日 までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	その年の 6 月の検針日の <u>翌日</u> から 7 月の検針日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	その年の 7 月の検針日の <u>翌日</u> から 8 月の検針日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	その年の 8 月の検針日の <u>翌日</u> から 9 月の検針日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	その年の 9 月の検針日の <u>翌日</u> から 10 月の検針日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	その年の 10 月の検針日の <u>翌日</u> から 11 月の検針日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	その年の 11 月の検針日の <u>翌日</u> から 12 月の検針日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日の <u>翌日</u> から 翌年の 1 月の検針日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日の <u>翌日</u> から 2 月の検針日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日の <u>翌日</u> から 3 月の検針日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日の <u>翌日</u> から 4 月の検針日までの期間	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の <u>前日</u> までの期間	

新（変更後）		旧（変更前）		変更内容
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日 までの期間）	翌年の 4 月の検針日の翌日から 5 月の検針日までの期間	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日 までの期間）	翌年の 4 月の検針日の翌日から 5 月の検針日の前日までの期間	条項数の変更 条項更新に伴う文言追加 別表第 2（原料費調整）（3）構成変更に伴う対象区域の明言を追加
(7)原料費調整額 原料費調整額は、その 1 月におけるお客さまのガス使用量に（3）によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。 なお、原料費調整単価の算出において(4)原料価格変動額①を用いる場合は、 <u>従量料金に原料費調整額を減算するものとし、(4)原料価格変動額②を用いる場合は従量料金に原料費調整額を加算するものとします。</u>		(6)原料費調整額 原料費調整額は、その 1 月におけるお客さまのガス使用量に（3）(4)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。		
2 基準単価 基準単価は、平均原料価格が 100 円変動した場合の値とし、 <u>供給区域によらず</u> 次のとおりいたします。 1 立方メートルにつき 8 銭 1 厘 3 原料費調整単価等のお知らせ（略）		2 基準単価 基準単価は、平均原料価格が 100 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。 1 立方メートルにつき 8 銭 1 厘 3 原料費調整単価等のお知らせ（略）		